

2019年
1月号

日本の十分性認定と日本企業の対応

執筆者: 石川 智也、菅 悠人、角田 龍哉、杉山 侑惟

1. 日本の十分性認定と GDPR 対応

2019年1月23日、EEA 域内から日本への個人データの移転を認める十分性認定が、欧州委員会よりなされました¹。欧州委員会と、日本の個人情報保護委員会の双方が、この点についてのプレスリリースを公表しています^{2,3}。

これまで、EEA 域内から日本に個人データを移転するためには、GDPR の越境移転規制に対応するために標準契約条項 (Standard Contractual Clause、以下「SCC」といいます。)の締結等が必要でしたが、今後は越境移転規制のための対応を講じることなく EEA 域内から日本に個人データを移転することが可能となります。

また、同日、平成 31 年個人情報保護委員会告示第1号が出され、個人情報保護法 24 条にいう「外国」から、欧州経済協定 (EEA)に規定された国が除かれることになりましたので⁴、日本から EEA 域内に個人データを移転する際には、個人情報保護法 24 条の規制は適用されず、第三者提供に係る原則である個人情報保護法 23 条に従って対応すれば足りることになりました。

さらに、同日、EEA 域内から十分性認定に基づいて移転を受けた個人データの取扱いについて定めた「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下「補完的ルール」といいます。)も発効しました(補完的ルールの内容については、当職らの[企業法務ニューズレター2018年8月号](#)をご参照ください)。補完的ルールは、日本で法的拘束力を有する規律とされていますので、EU 域内から十分性認定により移転を受ける個人データがある日本企業にとっては、補完的ルールに定められた5項目(要配慮個人情報規制、保有個人データ規制、利用目的の特定・利用目的による制限規制、外国にある第三者への提供の制限規制、匿名加工情報規制)を遵守するべく個人情報の取扱

¹ 十分性認定のドラフトの解説については、[企業法務ニューズレター2018年9月号](#)をご参照下さい。

² 欧州委員会のプレスリリースは、http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-421_en.htm。

³ 個人情報保護委員会のプレスリリースは、<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>。

⁴ 個人情報の保護に関する法律施行規則 11 条。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

いについて定める社内規則を改訂する必要があります。

以下の表では、充分性認定を踏まえて今後日本企業が行うべき GDPR 対応などを掲げています(各項目の詳細は、[企業法務ニュースレター2018年8月号](#)をご参照ください。)。補完的ルールの内容を踏まえた社内規則の策定を以て一通り GDPR 対応は完了することになる日本企業にとっては、今後はグループ全体での GDPR の遵守状況の定期的な監査・モニタリング、M&A に際しての買収対象の会社の GDPR の観点からのデューディリジェンス、データの漏えい等やデータ主体からの権利行使への具体的な対応等が課題であるものと思われます。他方で、海外からのインバウンドへの対応が必要となる業界でも GDPR への対応が十分に進んでいない企業は少なくないようですが、東京オリンピックや大阪万博などに向けて日本企業の情報セキュリティへの対応がいつそう関心と呼ぶ前に対応を完了させておく必要があります。

この充分性認定は、欧州の当局によって、最初は 2 年、その後も少なくとも 4 年に一度の見直しを受けるものとされています(GDPR45 条 3 項)。見直し作業の結果、日本の個人情報保護の仕組みが GDPR に比して十分ではないと判断された場合には、充分性認定が将来撤回されることもあり得ます。日本企業としては、欧州を含む各国におけるデータ保護法制の動向を今後とも注視していくことが望まれます。

企業が所在する地域	必要な対応など
日本企業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補完的ルールの内容を踏まえた社内規則の策定(締結済みの SCC は引き続き利用可能) (2) 充分性認定がなされた後も、GDPR の直接適用・域外適用を受ける場合に GDPR 対応は引き続き必要であることに注意(GDPR の適用範囲については、企業法務ニュースレター2018年2月号および 2018年11月号をご参照ください。) (3) EEA 域内の企業(日本企業の子会社、支店、現地事務所を含む)のために個人データの処理を行う会社は、自らに GDPR が適用されるか否かとは関係なく、EEA 域内の企業との間で GDPR 所定のデータ処理契約を締結する必要あり(実務的には、大量の契約を締結することになる、処理を行う側の会社にて契約のひな形を作成する必要があります。この点への対応については、企業法務ニュースレター2018年2月号をご参照ください。)
EEA 域内に所在する拠点・グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ GDPR 対応は引き続き必要であり、日本企業としては、グループの問題として、本社主導で対応の完了を目指す必要あり。EEA 域内では GDPR に基づく当局の調査や摘発・制裁金賦課事例も出てきており、速やかな対応が必要
上記以外の地域の拠点・グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) GDPR の直接適用・域外適用を受ける場合には、GDPR 対応は引き続き必要 (2) EEA からの個人データの移転を受けるに際しては、越境移転規制に対応するための標準契約条項(SCC)の締結が引き続き必要となり得る

2. グローバルでの個人情報保護法制への対応

昨今、日本企業において、グローバルでの人事管理・顧客情報管理・各種情報の共有や、グローバル内部通報制度の導入が進んできています。GDPR 以外にも、世界各国において厳格な個人情報保護法制が整備されるようになっていく上に、国によっては、実際に当局が摘発を行っている例もあるなど、これまで以上にグローバルでの個人情報保護法制への対応が重要になってきています。

あらゆるデータ処理について網羅的な調査・対応を行うことは現実的ではないかもしれませんが、GDPR 対応を経験した日本企業のこの分野への関心は非常に高く、グローバルで個人情報保護法制への対応を検討する日本企業は増えてきているように思われます。特に、①グローバルにシステムを共通化して個人データをやり取りする場合、②センシティブな個人データを大規模に取り扱う場合、③新たな仕組み・サービスを導入して個人データを取り扱うこととする場合、④グローバル内部通報制度を導入する場合などには、グローバルでの個人情報保護法制への違反についても現実的なリスクとして捉え、その対応についてしっかりと取り組むことが望まれます。

以上



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IPとデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州でのM&Aも手掛ける。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_suga@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、通商法、会社法、データ規制等を幅広く担当。近時の著作として、「成立までに検討すべき EU における e プライバシー規則案の要点」(Business Law Journal 2018年10月号)(共著)、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト 1508号)(共著)、「『確約手続に関する対応方針』の策定等のポイント」(旬刊経理情報 1533号)等がある。



すぎやま ゆい
杉山 侑性

西村あさひ法律事務所 弁護士

yu_sugiyama@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。データ保護法制のほか、会社法、金商法、労働法を含む企業法務全般を幅広く担当。近時の著作として、「GDPR『地理的範囲についてのガイドライン』の概要と実務上注目すべきポイント」(Business Law Journal No.132)(共著)がある。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019